

副 本

副
本

大阪府労委 令和元年（不）第15号 スバルが丘学園事件
申立人 大阪教育合同労働組合
被申立人 学校法人スバルが丘学園



準備書面（1）

令和元年9月3日

大阪府労働委員会会長 様

（送達場所）541-0051

大阪府中央区備後町2丁目4番6号 森田ビル6階

アイマン総合法律事務所

電 話 06-6201-0500

ファックス 06-6227-0098

上記被申立人代理人

弁 護 士 安 部 将 規



大阪府労働委員会令和元年（不）第15号スバルが丘学園事件について、
被申立人は次のとおり主張する。

第1 労働委員会の令和元年8月8日付求釈明について

1 被申立人法人の高校キャンパス所在地について

神戸第一高等学校のキャンパス所在地は、以下のとおりで
ある（乙20ないし22）。

①本校（神戸市中央区葺合町寺ヶ谷1番地。神戸市営地下鉄「新神戸駅」から徒歩約10分）

②西キャンパス（兵庫県神戸市西区平野町慶明宮山183。JR「明石駅」（「三ノ宮駅」より15分）より神姫バス乗車（西神中央行き）平野神社前下車徒歩1分）

2 [redacted] 及び [redacted] の勤務状況について

[redacted] は、月・火・木・金の各曜日の5限及び6限（午後2時30分から午後4時20分）は、西キャンパスでの授業に従事し、放課後は西キャンパスにおいてサッカー部の顧問として指導に当たることがある。

[redacted] は、月曜日の5限及び6限は、西キャンパスでの授業に従事し、放課後は西キャンパスにおいて野球部の顧問として指導に当たることがある。

3 別組合との団体交渉について

被申立人法人には、申立人のほかに組合が存在する。

このうち、神戸第一高等学校教職員組合との間では、過去に団体交渉を行ったことはあるが、現在在籍する者の記憶による限り、就業時間内に団体交渉を開始したことはない。また団体交渉を行ったのは、少なくとも10年ないし15年以上前であり、かつ、近年は団体交渉の申入れもなく、団体交渉も実施されていないところ、本件において参考になるものではない。

また、被申立人法人は、平成30年3月、数名の教育職員から神戸第一高等学校第二教職員組合を結成したとの通告を受けた。しかし、同組合からはその後団体交渉の申入れもなく、結果、団体交渉はこれまで一度も実施されていない。被

申立人法人においては、現在も同組合が存在し、活動を継続しているかも不明であるところ、本件において参考になるものではない。

ただし、仮に、これら組合から被申立人法人に対し現時点で団体交渉の申入れがなされたとすれば、被申立人法人は、申立人に対するのと同様の対応をするであろうことからして、被申立人法人の申立人に対する対応は、申立人が主張するような組合差別にはあたらず、支配介入（労働組合法7条3号）にも当たらない。

第2 申立人準備書面（1）に対する認否反論

1 上記準備書面1は、甲1に関する主張は不知。乙5及び乙7を提出したのは、申立人と被申立人法人間のやりとりの内容を示す目的であり、その経緯は答弁書に記載したとおりである。

2 上記準備書面2（1）は争う。

同（2）は争う。被申立人法人は、就業時間後に団体交渉を開始することに異存はなく、何ら矛盾した主張をするものではない。

同（3）は否認もしくは争う。被申立人法人は申立人が主張するような組合否認をする意図は全くなく、申立人の主張は被申立人法人の主張を曲解するものである。

同（4）は、前記第1の3のとおり、否認もしくは争う。

以上